

「女性活躍推進法」 一般事業主行動計画について



計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

女性がより活躍できる企業を目指し、
以下の取り組みを積極的に推進します。

目標

正社員一人当たりの月平均残業時間 **17時間以内** を目標とする。

コロナ前の2019年度平均月21.6時間から20%削減を基準とし、
今後コロナの影響が無くともこの水準を維持する。

取り組み

- ・ 施工管理業務の勤務時間スライド管理、
休日出勤の振替（振替出勤及び振替休日の活用）、代休取得率の向上
- ・ 直行、直帰、在宅勤務等、効率の良い働き方の推進
- ・ クラウドシステムの導入、ペーパーレスの推進に取り組み、
業務の効率化、生産性の向上を推進

